

市役所からの大事なお知らせ

2

国民健康保険の届出を忘れていませんか？

国民健康保険の加入、脱退の届出は14日以内に行ってください。届出の遅れは、トラブルのもととなりますので、早めの手続きをお願いします。

なお、手続きには、本人を確認できる書類（運転免許証・パスポート等）を御持参くださるようお願いします。
※国民健康保険の資格の異動、保険証等の再交付の際は、個人番号の確認できるもの（通知カード、個人番号カード）が必要となります。そのため、世帯主や同じ世帯の方以外の方が代理で届出をする際は、委任状が必要となります（同一の住所にお住まいの方であっても、住民票上の世帯が別である場合は、委任状が必要です。）。

次のようなときは、14日以内に届出をしてください。

	このようなときは？	届け出に必要なもの
国保に加入	他の市町村から転入したとき。	他の市町村の転出証明書、印鑑
	会社等を辞めたとき。	資格喪失証明書、印鑑
	他の健康保険の被扶養者から外れたとき。	被扶養者でない理由の証明書、印鑑
	子どもが生まれたとき。	母子健康手帳、保険証、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき。	保護廃止決定通知書、印鑑
国保を脱退	外国籍の人が加入するとき。	在留カード
	他の市町村に転出するとき。	保険証、印鑑
	他の健康保険に加入したとき。	職場の健康保険証、保険証、印鑑
	他の健康保険の被扶養者になったとき。	職場の健康保険証、保険証、印鑑
	国保の被保険者が死亡したとき。	死亡を証明するもの、保険証、印鑑
その他	生活保護を受けるようになったとき。	保護開始決定通知書、保険証、印鑑
	同一市内で住所が変わったとき。	
	世帯主や氏名が変わったとき。	保険証、印鑑
	世帯を分けたり、一緒にしたとき。	
	修学のため、別に住所を定めるとき。	在学証明書、保険証、印鑑
	保険証を紛失したとき。	身分を証明するもの [*] 、印鑑

※身分を証明するものとは、運転免許証やマイナンバーカード（写真付き）などです。

■問い合わせ先：保健課 国民健康保険係 TEL：474-1111 内線（122～125）

3

女性消防隊のポンプを整備しました

一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報活動事業として、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するために行われているコミュニティ助成事業（地域防災組織育成事業）により、女性消防隊用の小型動力消防ポンプ等を整備しました。

今回購入した用品を活用し、女性消防隊の活動の充実を図り、初期消火能力の向上及び活動の充実、隊員の団結力向上等を図ります。



■問い合わせ先：総務課 消防防災係 TEL：474-1111（内線 216）

- ① 市営墓地をご使用の皆様へ（志布志支所 市民税務課 環境衛生係）
- ② 国民健康保険の届出を忘れていませんか？（保健課 国民健康保険係）
- ③ 女性消防隊のポンプを整備しました（総務課 消防防災係）
- ④ 引っ越したら住民票を移しましょう！（選挙管理委員会事務局）
- ⑤ 転入・転出届などの手続き窓口の時間を延長します（市民環境課 市民係）

1

市営墓地をご使用の皆様へ

志布志市には、伊勢堀墓地、中道墓地、夏井墓地、久保墓地の4か所（いずれも志布志町）の市営墓地があります。

現在、市営墓地を使用されている方で、次の場合は市役所に申請・届出が必要です。

- お墓を建てる（改造する）場合 ●お墓を引き継ぐ（使用者が死亡した場合）
- 墓地を使用しなくなった場合（さら地にして返還していただきます）
- 住所、氏名、本籍を変更する場合 ●市営墓地に新たに遺骨を納骨する場合
- 市営墓地から他の墓地、他の墓地から市営墓地に遺骨を移す場合
- 墓地使用者が市内在住でなくなり、管理が困難な場合で管理者を置く場合
- ◆次の場合は、使用許可を取り消すことがあります。
- 墓地を売買、譲渡、転貸した場合 ●使用許可後3年以内にお墓を建てない場合
- その他、市営墓地条例に違反した場合

墓地内で出た枯れた花や新聞紙、ビニールや造花の処分方法について

- ◆枯れた花と新聞紙は、市営墓地内にあるごみステーションに置いてください。
- ◆ビニールや造花は、自宅に持ち帰り、資源ごみに入れて資源回収日に出してください。

各墓地は、使用料を支払うことで貸付けを受けることができます

- ◆貸付けの条件
- 志布志市に本籍または住所を有する世帯主で焼骨を有する方
- 使用地は1世帯につき1区画及び墳墓1基として、原則6.6㎡以内とします。（特別の理由がある場合、13.2㎡以内）
- ◆各墓地の使用料（区画面積6.6㎡の場合）



墓地名	伊勢堀墓地	中道墓地	夏井墓地	久保墓地
使用料	90,000円	48,000円	36,000円	48,000円

※市営墓地の使用を希望される方は、下記問い合わせ先までお尋ねください。

■問い合わせ先：志布志支所 市民税務課 環境衛生係 TEL：472-1111（内線 224）